

令和5年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 38件

令和5年度補正予算 ----- 4件
条例その他議案 ----- 11件
報告議案 ----- 23件

1 令和5年度補正予算 ----- 4件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	3,137,964千円	487,655,148千円
企業会計	30,080千円	22,397,170千円

2 条例その他議案 ----- 11件

条例議案 ----- 3件
その他議案 ----- 8件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告 ----- 23件

令和5年9月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 3 号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 5 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 9 号 国道493号（北川道路・柏木1号橋上部工）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第 10 号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 12 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第 13 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 14 号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

- 報第 12 号 令和 4 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 13 号 令和 4 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
報第 14 号 令和 4 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 15 号 令和 4 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
報第 16 号 令和 4 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 17 号 令和 4 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 18 号 令和 4 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
報第 19 号 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
報第 20 号 令和 4 年度高知県流域下水道事業会計決算
報第 21 号 令和 4 年度高知県電気事業会計決算
報第 22 号 令和 4 年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 23 号 令和 4 年度高知県病院事業会計決算

令和5年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 5 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、公園下水道課、電気工水課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 6 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正を考慮し、旅館業の譲渡及び譲受けの承認に係る手数料を新たに徴収することとともに、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 7 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

(電気工水課)

電気事業における甫喜ヶ峰風力発電所について、老朽化等に伴い廃止しようとするもの

第 8 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案

(総務事務センター)

高知県立嶺北高等学校ほか6校に設置する教学機器を予定金額80,300,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 9 号 国道493号（北川道路・柏木 1号橋上部工）道路改築工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

国道493号（北川道路・柏木 1号橋上部工）道路改築工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第 2号）第 2 条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名
国道493号（北川道路・柏木 1号橋上部工）道路改築工事
- （2）契約の方法
一般競争入札
- （3）契約金額
502,392,000円
- （4）契約の相手方
香川県観音寺市茂木町二丁目 2 番 6
三井住友建設鉄構・北村特定建設工事共同企業体
- （5）完成期限
令和 7 年 6 月 30 日

第 10 号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案

（装備施設課）

宿毛警察署庁舎新築建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第 2号）第 2 条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名
宿毛警察署庁舎新築建築主体工事
- （2）契約の方法
一般競争入札
- （3）契約金額
735,900,000円
- （4）契約の相手方
高知市九反田 5 番 8 号
新進・田中特定建設工事共同企業体
- （5）完成期限
令和 6 年 12 月 6 日

第 11 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

（土木政策課）

国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（Ⅱ））工事は、一般競争入札により、契約金額2,796,794,000円（当初契約金額1,969,000,000円）で、高知市萩町一丁目5番13号轟組・大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和6年3月31日を完成期限（当初完成期限令和5年1月31日）として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと、賃金等の急激な変動に対応するためのインフレスライド条項を適用すること、労働環境改善の取組を推進するための「週休2日制モデル工事」実施要領に定める工事経費の増額補正の条項を適用すること等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	2,796,794,000円	→	3,275,173,000円

第 12 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

（私学・大学支援課）

高知県公立大学法人が高知工科大学新学群棟を建設するに当たり県から出資を受けた資産の一部を民間団体に売却することとなったこと等に伴い、その沿革を規定する等の定款の変更の必要があるため、高知県公立大学法人定款の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 13 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

（公園下水道課）

令和4年度高知県流域下水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 14 号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和4年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 15 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和4年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 19 号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算

(公園下水道課)

報第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計決算

(電気工水課)

報第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算

(電気工水課)

報第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計決算

(県立病院課)

旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案について

改正の概要

1 事業譲渡による営業者の地位承継承認制度（手数料等）の新設

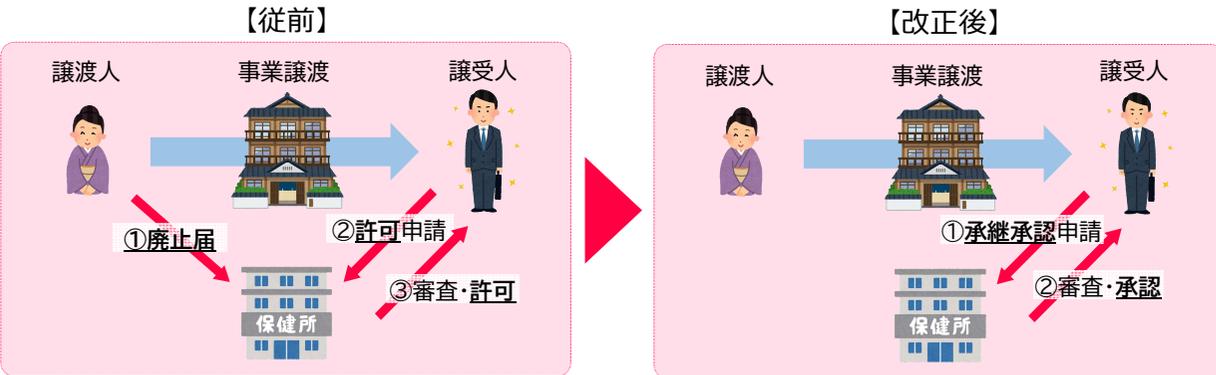
★ 事業を譲り受けた者は、合併・分割（法人）、相続（個人）の場合と同様に、新たな許可を取得することなく営業者の地位を承継する。

2 旅館業法の改正に伴う引用規定の整理

1 事業譲渡による営業者の地位承継承認制度（手数料等）の新設について

<事業譲渡に伴う行政手続の規制緩和>

- 国の規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）により、円滑かつ簡便に事業譲渡が行えるよう規制緩和。
- これまで、譲渡人による「廃止届」の提出後、譲受人が新たに「営業許可申請」を行い、許可を取得する必要があったものが、譲受人が「承継承認申請」を行い、承認を受けることで事業を継続することができるようになる。



※譲渡人が承認申請をすることも可能

<改正後の手数料体系>

申請手続等	手数料	備考
新たに旅館業の経営の許可を受けようとする場合	22,000円	
事業譲渡により営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合	7,400円	事業の譲渡を受けた事実を証する書類の添付
法人の合併・分割により営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合	7,400円	定款又は寄付行為の写し等
営業者が死亡した場合において、相続人が営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合		被相続人の死亡後60日以内

2 旅館業法の改正に伴う引用規定の整理について

<事業譲渡に係る条項>

旅館業法	引用条項(高知県旅館業法施行条例)
【旧】 第3条の2(法人の合併の場合の地位の承継) 第3条の3(相続の場合の地位の承継)	【法令の規定を引用した条例の条項】 第4条(学校等に類する施設) 第5条(許可等について意見を求める者) 第8条(申請手数料)
【新】 第3条の2(事業譲渡の場合の地位の承継) 第3条の3(法人の合併の場合の地位の承継) 第3条の4(相続の場合の地位の承継)	【旧】 第3条の2第○項及び第3条の3第○項 【新】 第3条の2第○項、第3条の3第○項及び第3条の4第○項

<宿泊させる義務に係る条項>

旅館業法	引用条項(高知県旅館業法施行条例)
【旧】 第5条(宿泊をさせる義務) 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。 一、二(略) 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。	【法令の規定を引用した条例の条項】 第7条(宿泊を拒むことができる事由)
【新】 第5条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。 一、二(軽微な文言修正:感染症、違法行為等) 三(新設:過度なサービス要求) 四(号ずれ)宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。 2(新設:客観的事実に基づく判断、理由説明等)	【旧】 第5条第3号 【新】 第5条第1項第4号

施行期日

改正法の公布の日（R5.6.14）から六月を超えない範囲内において
政令で定める日（12月中旬予定）

条例改正の概要

老朽化等による修繕費の増加と売電価格の低下により、事業継続が厳しくなることから、甫喜ヶ峰風力発電所を廃止しようとするもの。

甫喜ヶ峰風力発電所の廃止について

1. 事業の概要

【施設概要】

- ①出力 1,500kW (750kW×2基)
- ②機種 ヴェスタス社 V52-850 (デンマーク)
- ③運転開始 平成16年1月28日～
- ④売電価格 18.81円/kWh※

※ 固定価格買取制度(FIT)適用単価
FIT単価は22円から補助金分を控除したもの(FIT適用前単価:11.2円)。
適用期間は平成24年12月1日から令和6年5月31日。

FIT期間終了時の収支見込
損益収支は、**黒字の見込み。**
現金収支※は、建設費の自己
資金を回収可能の見込み。

※ 現金収支
減価償却費など現金の支出を
伴わない費用を除いたもの。

甫喜ヶ峰風力発電所



2. 事業継続の検討

①リプレイス（建替え）の検討

- ・連系容量の制約
搬入路の制約があるため、選定できる機種が2,300kWとなるが、送配電事業者に接続できる配電線容量は1,500kWが上限。
- ・売電単価の低下
陸上風力リプレイス単価 13円/kWh

②継続使用の検討

- ・老朽化等に伴う修繕費の増加
設置から約20年が経過しており、修繕費等の増加が見込まれる（年間費用は16百万円程度）。
長期間の継続使用は厳しい状況。
- ・売電単価の低下
FIT終了後（R6.6.1～）7～10円/kWh

①20年間の収支試算
損益収支が、
5億円から6億円
余りの赤字

②1年間の収支試算
損益収支が、
3百万円から7百万円
余りの赤字

損益収支で赤字が見込まれることから、事業継続は困難であると判断し、**廃止の方針を説明**
(令和5年2月議会委員会)

3. スケジュール

R4年度			R5年度			R6年度
1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	
◎ (議会報告)	←→ (撤去費用積算等)	◎ (補正予算等)	○ (入札等)	○ (工事契約)	● (現地工事開始)	

令和5年9月議会にて

- ・風車発電機撤去工事の補正予算提出（90,750千円）
- ・甫喜ヶ峰風力発電所廃止に係る条例の改正

4. 甫喜ヶ峰風力発電所に係る条例改正の内容

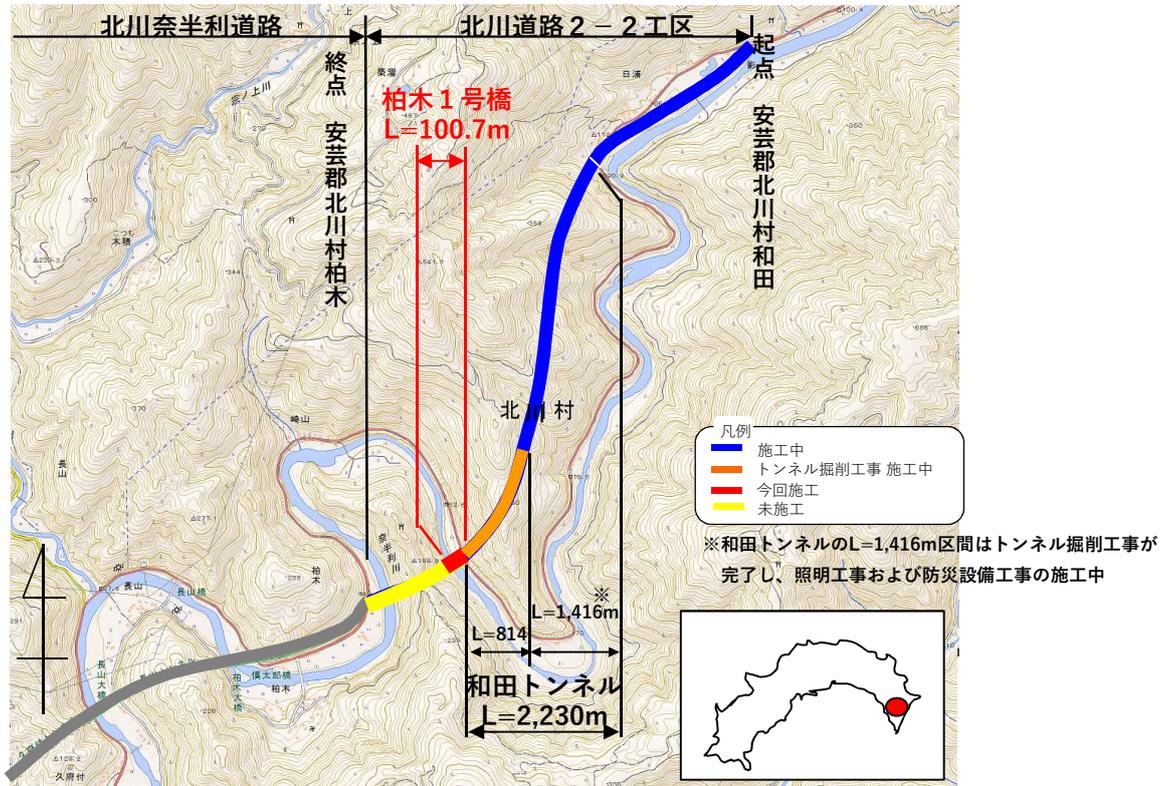
【内容】 甫喜ヶ峰風力発電所の廃止に伴い、高知県公営企業の設置等に関する条例から風力発電事業に係る規定を削除するもの（条例第2条第2項）。

【施行日】 令和6年6月1日

※現行の売電価格が適用される5月31日まで運転を継続し、6月1日付けで廃止するため。

国道493号（北川道路・柏木1号橋上部工）道路改築工事
（道改国（債）第2-1-2号）

1 位置図

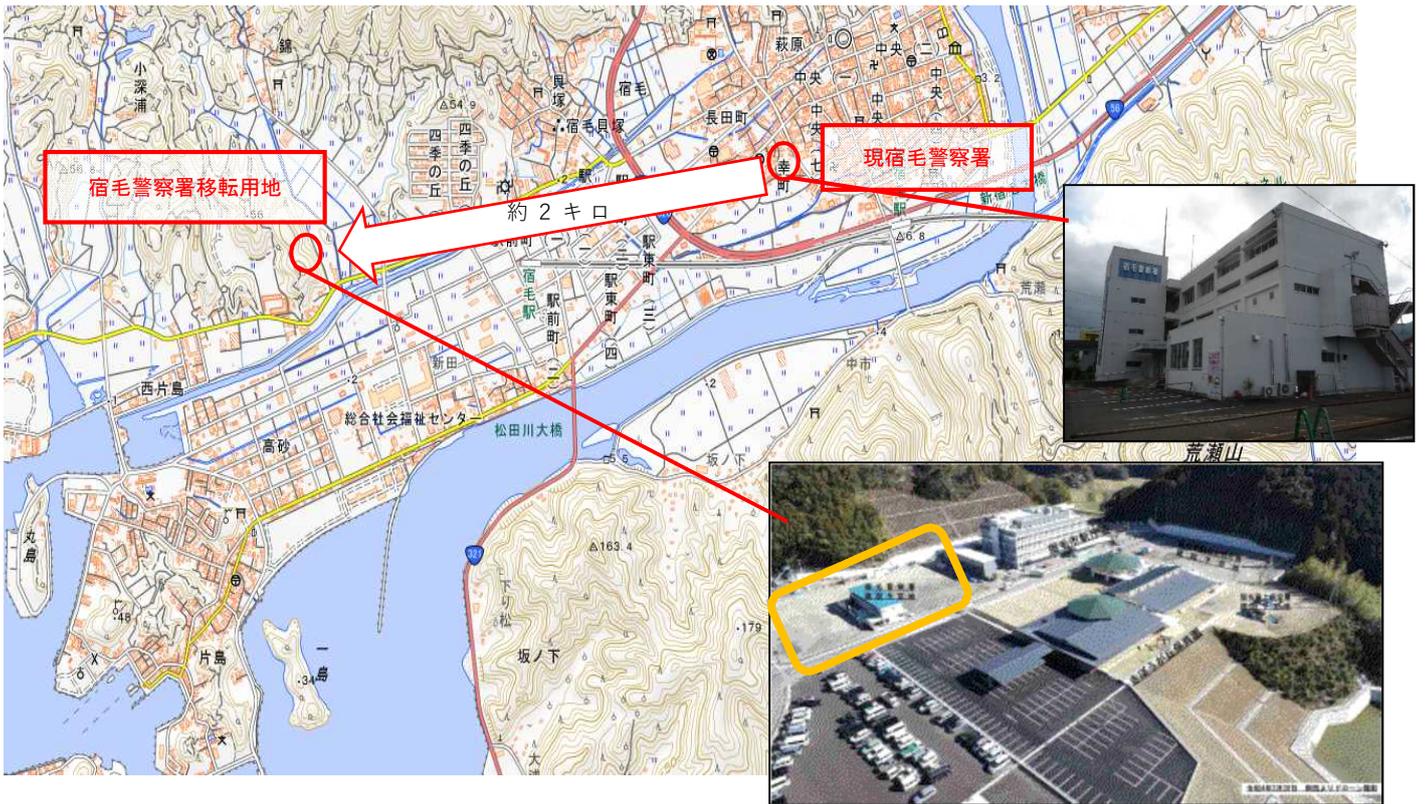


2 工事概要

路線名	一般国道493号
工区名	きたがわ 北川道路2-2工区（延長 L=4,000m）
施工場所	あき きたがわ かしわぎ 安芸郡北川村柏木
工事内容	かしわぎ 柏木1号橋 上部工 L=100.7m
事業内容及び事業効果	一般国道493号北川道路2-2工区は、北川村和田から柏木間において四国8の字ネットワークを構成する地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として、平成25年度から着手している。 当事業は、災害時における広域的な救助・救援ルート確保及び道路防災上の危険箇所回避を目的としたバイパス整備事業である。 〈当工区の整備による効果〉 1) 地震・津波等の大規模災害に強い道路ネットワークが形成されることで災害時の救急活動や緊急物資の円滑な輸送に寄与 2) 災害を起因とした通行規制の解消 3) すれ違い困難箇所の解消による走行性の向上、時間短縮及び交通事故の減少
入札方法	一般競争入札
応札業者	2者
契約の相手方	みつゐすみとむけんせつてつこう きたむら 三井住友建設鉄構・北村特定建設工事共同企業体
完成期限	令和7年6月30日
契約金額	502,392,000円

宿毛警察署庁舎新築建築主体工事

1 位置図及び完成イメージ図



完成イメージ (外装)



庁舎
地上高約16m

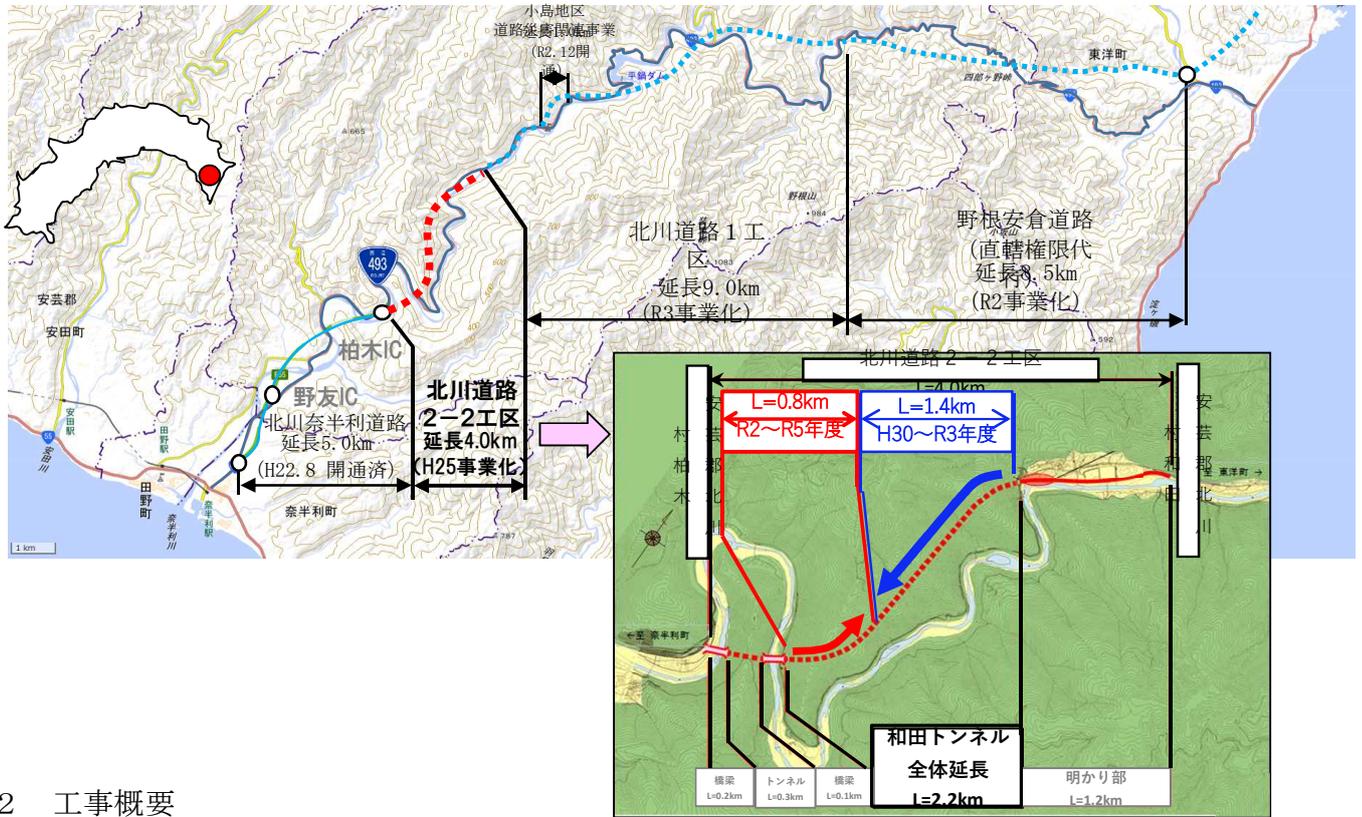
3階	大会議室 柔道場、剣道場	
2階	刑事生活安全課 交通課、警備課	
1階	署長室、総合窓口、記者室 地域課、会計庶務課	車庫

2 工事概要

施工場所	すくも しきぼうがおか ほん 宿毛市希望ヶ丘5番		
工事内容	宿毛警察署庁舎新築建築主体工事 一式 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,194.49㎡ 建築面積938.70㎡ (昇降機設備工事及び外構工事を含む。)		
入札方法	一般競争入札		
応札業者	8者		
契約の相手方	しんしん たなか 新進・田中特定建設工事共同企業体		
完成期限	令和6年12月6日		
契約金額	735,900,000円		

国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル(Ⅱ)）工事
 （道改国（債）第2-1号）

1 位置図



2 工事概要

路線名	一般国道493号
工区名	きたがわ 北川道路2-2工区（延長 L=4,000m）
施工場所	あき きたがわ かしわぎ 安芸郡北川村柏木
工事内容	わだ 和田トンネル 全体延長 L=2,230m（うち、今回施工部 L=814m）
事業内容	<p>一般国道493号（東洋町～奈半利町）北川道路は、四国8の字ネットワークを構成する地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として順次整備を進めている道路である。</p> <p>北川道路2-2工区は、平成22年8月に供用した北川奈半利道路の起点である安芸郡北川村柏木から同村和田の間の4キロメートルの区間をトンネル等により結ぶバイパス道路で、平成25年度から事業に着手している。</p> <p>和田トンネル工事は、一般競争入札により、令和2年12月24日に、高知市萩町1丁目5番13号「轟組・大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体」と請負契約を締結して施工中である。</p> <p>当初 契約金額：1,969,000,000円 完成期限：令和5年1月31日 第1回変更 契約金額：1,996,929,000円 完成期限：令和5年3月31日 令和3年12月議会専決処分報告済み 第2回変更 契約金額：2,796,794,000円 完成期限：令和6年3月31日 令和5年2月議会議案変更済み</p>
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当初想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るための強度の高い支保工への変更（+161百万円）と補助工法（63百万円）を追加する。 ・多量の湧水発生に伴う導水処理の追加及び濁水処理設備を変更する。（+21百万円） ・週休2日確保による現場環境改善及び賃金等の変動による補正額を追加する。（+233百万円）
契約の相手方	とどろきぐみ だいおうしんよう みたにぐみ 轟組・大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体
完成期限	令和6年3月31日
契約金額	2,796,794,000円 変更後：3,275,173,000円（478,379,000円増額）

高知県公立大学法人定款の変更に関する議案について

1 経緯

高知工科大学の新学群（データ&イノベーション学群）の建設用地取得のため、高知県公立大学法人が民間団体と交渉していたところ、民間団体から近隣地への移転希望の申出があり、同法人が県から出資された土地の一部を移転先として民間団体に売却することとなった。

これに伴い同法人の定款を認可する総務省と事前協議を行い、同法人定款の別表第1に今回の売却に係る経緯を追記することとなったため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの。

2 定款変更の内容

(1) 別表第1関係【県出資財産（土地）関係】

別表第1の欄外に県出資財産（土地）の売却等に係る以下の沿革を追記（総務省と事前協議による。）

ア 土地売却に当たって実施した土地測量の結果を踏まえ、市道との境界を実測値に修正することによる登記簿上の面積の減（145及び146）

イ 民間団体の移転先として県から出資された土地を売却するに当たり分筆を実施（145 → 145-1、145-2）

ウ イにより分筆した土地（下右図145-2）を民間団体に譲渡することによる面積の減。

(2) 別表第2関係【県出資財産（建物関係）】

建物の構造に係る記載の軽微な修正

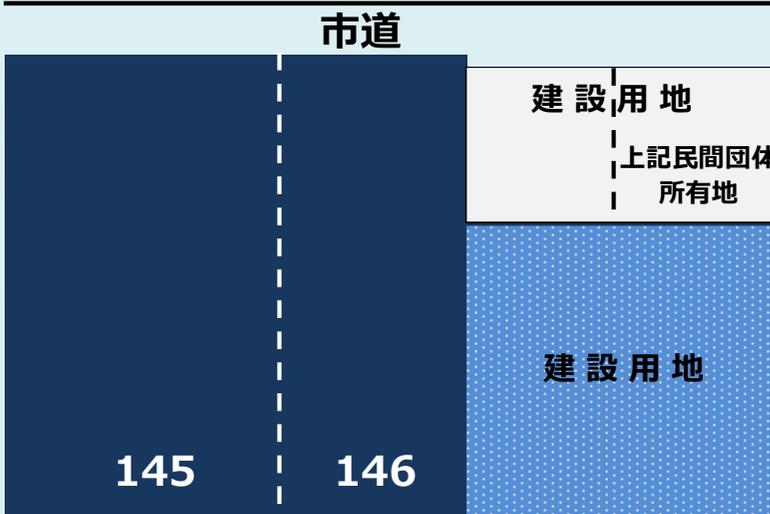
別表第1関係概略図

(現地)

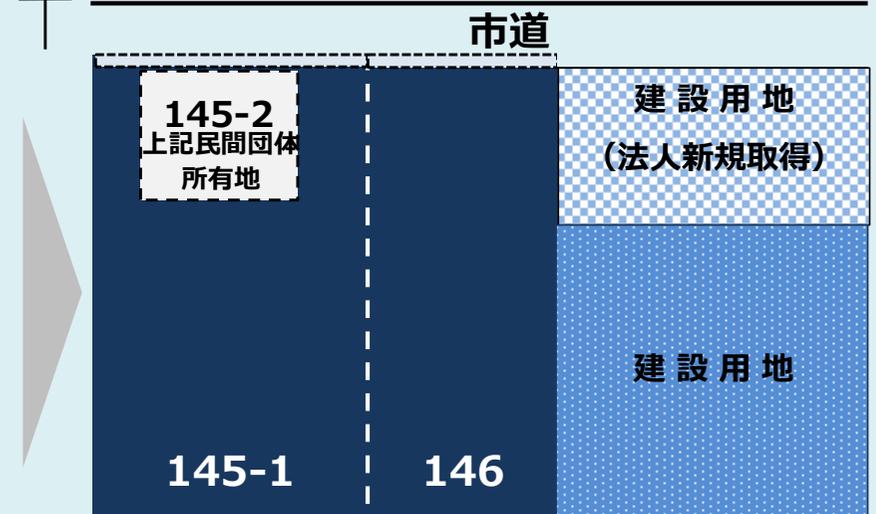


- : 県出資財産
- : 法人固有財産
- : 法人新規取得財産
- : 民地

(地番表記図面：現状)



(地番表記図面：変更後)



3 定款変更予定日

令和6年4月1日

令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの

◆未処分利益剰余金の推移

流域下水道事業

(単位：円)

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容		
		資本金への組入れ		翌年度繰越
2	221,543,846			221,543,846
3	205,715,559			205,715,559
4	167,179,917	123,772,138		43,407,779

◆処分金額の決定方法

- (1) 資本金への組入れ
公営企業会計移行時に一般会計から引き継いだ金額を資本金に組み入れる。※
- (2) 翌年度繰越
資本金への組入れ後の残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越。

※引継金は「資本金」に計上し資本的収支の補填財源として使用可能であるが、公営企業会計に移行後の決算において収益的収支の赤字が見込まれたことから「未処分利益剰余金」に計上していた。

※「未処分利益剰余金」に計上した金額は、積立金などに処分した後でなければ資本的収支の補填財源として使用できない。

※令和5年度に資産（車両）を取得するにあたり、資本的収支の補填財源が現時点（令和4年度末時点）で足りないことから、引継金相当額を「資本金」に組み入れ補填財源として使用可能とするとともに、今後の補填財源の確保を図るために処分議案を上程するもの。

◆参考

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和4年度高知県電気事業及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの（平成23年度決算より）

◆未処分利益剰余金の推移

電気事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容			
		減債積立金	中小水力発電 開発改良積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
2	483,594,102	23,000,000	428,710,977	31,883,125	0
3	425,697,752	23,000,000	370,188,088	32,509,664	0
4	328,136,176	23,000,000	270,414,168	34,722,008	0

工業用水道事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容				
		減債積立金	建設改良積立金	借入金 償還積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
2	48,934,746	11,000,000	7,548,884	4,566,423	25,819,439	0
3	67,687,167	11,000,000	33,929,993	1,010,302	21,746,872	0
4	77,346,054	22,000,000	0	-	28,315,194	27,030,860

◆処分金額の決定方法

- (1) 資本金への組入れ
減債積立金を取崩して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用相当額を資本金に組み入れる。
- (2) 減債積立金
企業債償還の財源に充てるための積立金。減債積立金計画に基づき積み立て。
- (3) 翌年度繰越 ※R4年度は工業用水道事業のみ
次年度の損益収支予算が赤字見込みとなる場合に、資本金への組入れ及び積立計画に基づく減債積立金などの積み立てを行い、残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越。
- (4) 中小水力発電開発改良及び建設改良積立金
建設改良工事等に充てるための積立金。未処分利益剰余金から上記(1)～(4)を除いた残額を積み立て。

◆参考

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和5年度 9月補正予算（案）の概要



令和5年9月
高知県総務部財政課

- 関西圏アンテナショップの開設準備や、観光博覧会「牧野博士の新休日」の終了後を見据えた新たな観光キャンペーンの展開に向けた取組などにより、外商拡大や観光振興を一層推進
- 学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充や、宿毛市陸上競技場の改修支援により、子ども達の教育環境を充実

1. 経済の活性化

496百万円
(債務負担行為額146百万円)

- ◆ 関西圏アンテナショップの開設に向けて、店舗の内外装工事や広告宣伝等を実施
- ◆ 新たな観光キャンペーンの展開や台湾からのチャーター便の継続に向けた取組を推進
- ◆ 土佐酒の輸出拡大等に向けた精米事業を支援するとともに、高知新港の海外定期コンテナ航路の利用を促進など

2. 教育の充実と子育て支援

23百万円
(債務負担行為額211百万円)

- ◆ 児童生徒の学力向上を図るため、学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能を拡充
- ◆ 宿毛市陸上競技場の第3種公認を維持するために必要な改修を支援
など

3. その他

2,619百万円
(債務負担行為額16百万円)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大時に、高齢者施設等の集中的検査を行うための抗原定性検査キットを確保
- ◆ 国費の内示状況を踏まえ、公共施設のインフラ整備に係る事業費を追加
など

9月補正予算（案）の全体像

(単位 千円、%)

歳入

区分	令和5年度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	321,392,555	629,639	322,022,194	324,249,172	△ 0.7
県 税	67,534,616		67,534,616	70,096,774	△ 3.7
地方消費税清算金	36,778,876		36,778,876	33,755,092	9.0
地方譲与税	14,359,251		14,359,251	14,352,293	0.0
地方交付税等	182,551,000		182,551,000	183,131,044	△ 0.3
(うち臨時財政対策債)	(2,120,000)		(2,120,000)	(6,805,000)	(△ 68.8)
財調基金取崩ア	8,085,376		8,085,376	9,873,309	△ 18.1
その他	12,083,436	629,639	12,713,075	13,040,660	△ 2.5
(2) 特定財源	163,124,629	2,508,325	165,632,954	180,715,421	△ 8.3
国庫支出金	84,899,426	1,238,658	86,138,084	106,538,601	△ 19.1
県 債	46,971,000	1,079,800	48,050,800	48,109,000	△ 0.1
(うち行政改革推進債・退職手当債)イ	(3,000,000)		(3,000,000)	(4,000,000)	(△ 25.0)
減債基金(ルール外分)等ウ	5,507,292		5,507,292	587,353	837.6
その他	25,746,911	189,867	25,936,778	25,480,467	1.8
総計(1)+(2)	484,517,184	3,137,964	487,655,148	504,964,593	△ 3.4

財源不足額(ア+イ+ウ:再掲)	16,592,668		16,592,668	14,460,662	14.7
-----------------	------------	--	------------	------------	------

(単位 千円、%)

歳出

区分	令和5年度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	388,531,911	539,586	389,071,497	408,095,506	△ 4.7
人件費	105,425,951	746	105,426,697	113,132,953	△ 6.8
扶助費	12,732,452		12,732,452	13,156,295	△ 3.2
公債費	66,880,149		66,880,149	65,125,894	2.7
その他	203,493,359	538,840	204,032,199	216,680,364	△ 5.8
(2) 投資的経費	95,985,273	2,598,378	98,583,651	96,869,087	1.8
(補助)普通建設事業費	57,644,595	2,366,254	60,010,849	58,710,881	2.2
(単独)普通建設事業費	31,679,031	207,974	31,887,005	31,652,462	0.7
災害復旧事業費	6,661,647	24,150	6,685,797	6,505,744	2.8
総計(1)+(2)	484,517,184	3,137,964	487,655,148	504,964,593	△ 3.4

【参考】

地方創生臨時交付金の活用状況

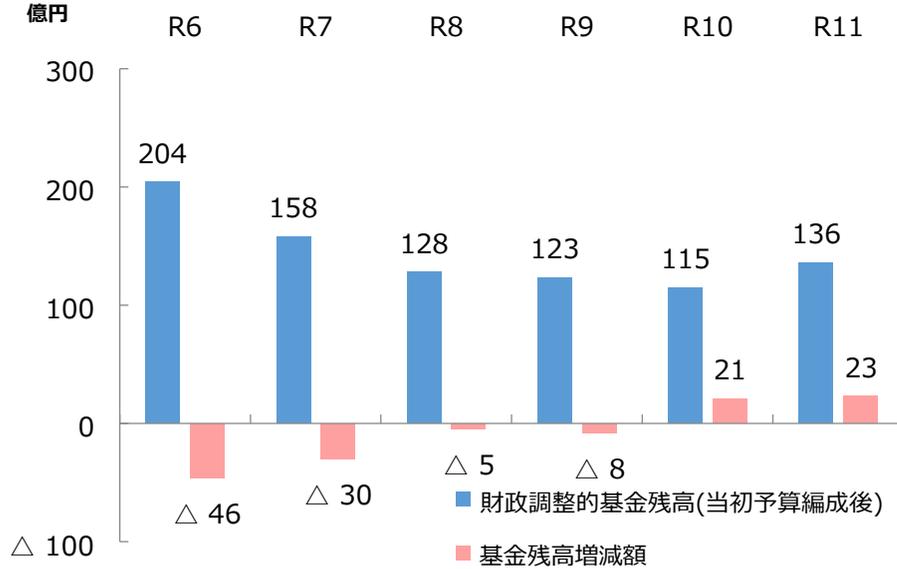
(単位:億円)

活用可能額	51.7
通常分 (R4国補正分)	3.2
重点交付金分※ (R4国予備費)	48.5
6月補正活用額	49.1
9月補正活用予定額	1.1
今後活用予定額	1.5

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援
地方交付金(R5.3国配分)

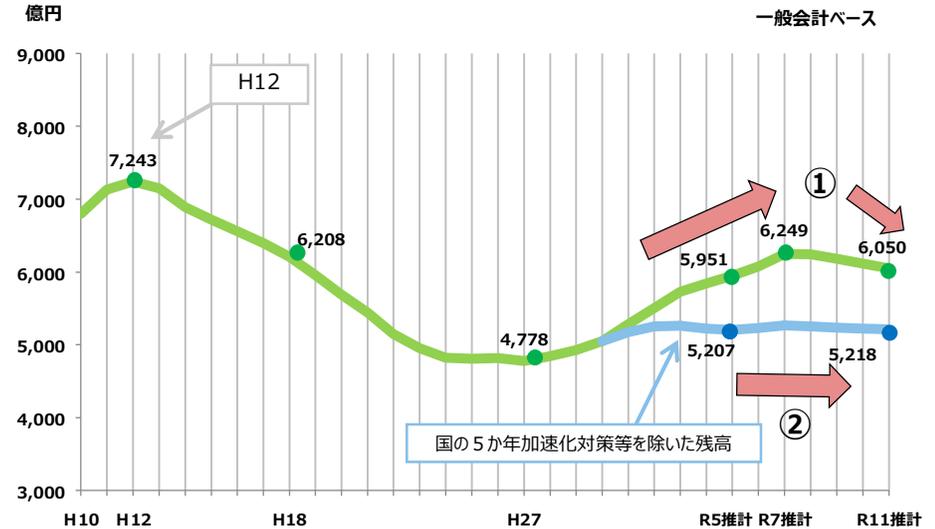
今後の財政収支の見通しについて

令和11年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

令和11年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



- ⇒ ① 国の5か年加速化対策の最終年であるR7年度にかけて増加。以降は、逡減傾向に
- ② 5か年加速化対策等除きでは、横ばいで推移

中長期推計のポイント

- 1 今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができている。
- 2 県債残高は、国の3か年緊急対策・5か年加速化対策の活用等により増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の加速化対策分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。
- 3 本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き、国に対して積極的な提案を実施。また、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、事務事業のスクラップアンドビルドやデジタル化の推進を徹底し、施策の有効性や効率性を一層高めていく必要。

さらなる県産品の外商拡大や観光誘客に向けて、関西圏アンテナショップの開設準備を進めるとともに、新たな観光キャンペーンの展開に向けた取組を実施

関西圏との連携強化

拡 関西圏アンテナショップ関連経費 **80,213千円**
【債務負担 (R6) 45,258千円】 [地産地消・外商課]

関西圏アンテナショップに係る工事やプロモーション等を実施

(1) ショップ整備関連経費 **80,213千円** 【債務負担23,463千円】

○内外装工事費、什器の設置費、商業施設全体に係る工事監理費等

(2) 地産外商公社運営費補助金 **【債務負担21,795千円】**

○名称公募によるプロモーション、ホームページの開設、POSレジの導入等

関西圏アンテナショップについて

- 関西圏における情報発信と外商の拠点として運営
- 内装に県産材や土佐和紙を使用し、都会にはない「極上の田舎」を演出



大阪市梅田に
令和6年7月開設予定

〈アンテナショップが入る
複合施設の外観イメージ〉

新たな観光キャンペーン

新 観光キャンペーン推進事業費補助金 **30,745千円**
【債務負担 (R6～R7) 100,972千円】 [観光政策課]

観光博覧会「牧野博士の新休日」終了後の「どっぶり高知旅キャンペーン」(R6～R9)の展開に向けたプロモーション等を実施

補助先：ポスト牧野博観光キャンペーン推進委員会（仮称）
補助率：定額

Point①

- 牧野博の取り組みと勢いをしっかりと活用し、中山間地域の素材も意識して、今まで磨き上げてきた自然、食、歴史・文化を集大成として打ち出し

Point②

- 話題づくりを意識した企画やターゲット別の細やかな情報発信を行い、県内各地の周遊や滞在日数の増を促す効果的なプロモーションを展開

極上の田舎、高知の
自然、食、歴史・文化

×

どっぶり体験
〔じっくり、深く、たっぷり
と魅力を味わう体験〕

県内精米態勢の構築による土佐酒の振興や、高知新港の海外定期コンテナ航路の利用促進など、さらなる輸出拡大に向けた取組を実施するとともに、台湾からのチャーター便の継続に向けた取組を推進

新 酒米用精米設備等整備事業費補助金

100,000千円（臨時交付金10/10）〔地産地消・外商課〕

土佐酒の輸出拡大や県産酒米の生産拡大に向けて、県内精米態勢の構築に必要な機器の導入等を支援

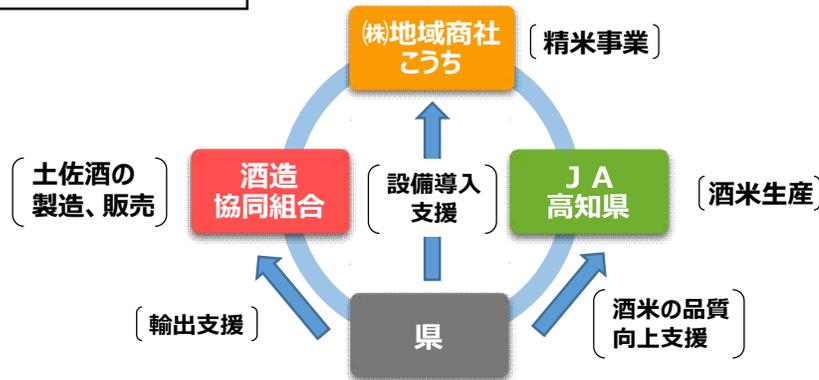
補助先：JA高知県の精米事業を引き継ぐ民間企業
補助率：1/2（上限100,000千円）
対象経費：精米事業に係る設備導入及び改修費用



Point

○土佐酒の振興に向けて、JA高知県の精米事業を引き継ぐ「株式会社地域商社こうち」、高知県酒造協同組合、JA高知県、県による協定を締結予定

イメージ図（協力体制）



拡 高知新港コンテナ利用促進事業費補助金

49,005千円（臨時交付金13,830千円）〔港湾振興課〕

高知新港の活性化に向けて、同港を利用して輸出入を行う企業を支援

(1)増加大口荷主への支援 33,255千円

補助先：高知新港取扱貨物量が年間201TEU以上かつ前年度より増加した荷主等
補助率：増加貨物1TEUあたり10千円



(2)新規利用荷主への支援 15,750千円

補助先：新規に高知新港を利用して年間11TEU以上輸出入する荷主
補助率：貨物1TEUあたり15千円（上限600千円）

上限300千円を引き上げ（R5年度限り）

拡 国際チャーター便受入強化事業等

227,645千円

〔交通運輸政策課ほか〕

冬ダイヤの運航に向けて、空港の受入体制の充実やチャーター便の誘客促進に向けた取組を実施

(1)国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金 159,003千円

○出入国審査施設の設置・運営等に要する経費を支援

(2)観光振興推進事業費補助金 68,642千円

○旅行会社が行う誘客促進の取組への支援等を実施



学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充や、宿毛市陸上競技場の改修支援など、子ども達の教育環境の充実に向けた取組を実施

拡 学習支援プラットフォーム構築等委託料 7,854千円
 【債務負担 (R6~R8) 196,086千円 (国11,640千円)】 [教育政策課]

県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の運用保守を行うとともに、機能拡充を実施

機能拡充①：スタディログの活用

○県版学力調査やデジタルドリル学習結果等のログを活用し、学習指導の充実や主体的・自主的な学習を促進

機能拡充②：保護者アカウントの発行

○保護者が「高知家まなびばこ」にアクセスできる環境を整備し、保護者に対する情報提供を充実しつつ、教職員の業務負担を軽減



学習結果表示画面



新 宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金 5,137千円 [スポーツ課]

県西部地域唯一の公認陸上競技場である宿毛市総合運動公園陸上競技場の公認継続にかかる費用を補助

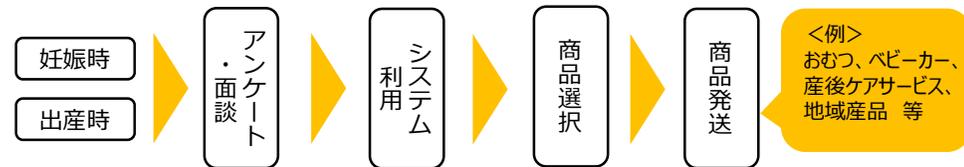
補助先：宿毛市
 補助率：1/2以内（負担割合：県1/2、宿毛市1/4、幡多5市町村1/4）
 対象経費：設計委託費

【スケジュール】
 設計委託：R5.9~R5.12（予定）
 改修工事：R6.4~R6.11（予定）
 公認期限：R5.12.6（1年間延長のうえ、R6.12.6までに更新が必要）

新 出産・子育て応援給付金共通基盤システム構築委託料 10,000千円 (国10/10) [子育て支援課]

出産・子育て応援給付金※について、電子カタログギフトにより支給する共通基盤システム（県内市町村が活用）を構築

※妊娠届提出時の面談後5万円、出生届提出後から生後4ヵ月までの面談後5万円の計10万円相当を市町村が支給



拡 ①新型コロナウイルス感染症検査キット購入

110,000千円 (国1/2) [健康対策課]

高齢者施設等の集中的検査（新型コロナウイルス感染拡大時）で使用する抗原定性検査キットを確保

対象施設：高齢者施設、障害者施設
必要数：20万キット

拡 ②へき地医療施設設備整備費補助金

52,324千円 (国1/2) [医療政策課]

市町村立のへき地医療拠点病院が行う医療機器の整備を支援

補助先：市町村立のへき地医療拠点病院
補助率：定額（国1/2、県1/2）

拡 ③国際交流資料作成委託料

【債務負担行為（R6）6,880千円】 [文化国際課]

本県と南米との交流の歴史に対する県民の理解を促進するため、南米移住者の体験談を記録した映像資料を作成

新 ④国民文化祭等開催準備費

3,885千円 [文化国際課]

令和8年度の「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の招致・開催に向けた準備を実施

※9月下旬 文化庁に開催要望書を提出予定



拡 ⑤公共施設等のインフラ整備の加速

2,240,092千円 (国1/2等) [河川課ほか]

国費の内示状況を踏まえ、公共施設のインフラ整備に係る事業費を追加

(1) 河川事業 231,048千円

河川の堤防や水門・排水機場の地震・津波対策を推進

・下田川（高知市五台山）ほか6箇所



下田川（高知市）

(2) 砂防事業 99,332千円

防災上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防関係施設の整備

・野久保地区ほか8箇所



野久保地区（いの町）

(3) 都市計画事業 387,212千円

幹線道路ネットワークや歩行空間を確保するための都市計画道路の整備

・はりまや町一宮線（高知はりまや町）ほか5路線



(都) はりまや町一宮線（高知市）

(4) 港湾事業 1,221,150千円

地震津波対策のため三重防護等の整備を加速

・高知港ほか9港



高知港（高知市）

(5) 海岸事業 301,350千円

海岸堤防の耐震補強等を推進

・宇佐漁港海岸ほか3海岸



宇佐漁港海岸（土佐市）